

クオリファイングトーナメント規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 本規程は、一般社団法人日本ゴルフツアー機構（以下「JGTO」という。）が主催又は主管するジャパンゴルフツアー（以下「JGT」という。）におけるツアーメンバー資格の付与、出場優先順位その他トーナメントの出場資格者を選抜するために行われるクオリファイングトーナメントの実施について定めることを目的とする。

〔主催〕

第2条 クオリファイングトーナメントは、JGTOが主催する。

2 JGTOは、クオリファイングトーナメントに係る通過者の決定、クオリファイングトーナメントランキング（以下「QTランキング」という。）の決定、資格認定、懲戒・制裁その他一切の運営管理又は処分について権限を有する。

〔肖像権〕

第3条 クオリファイングトーナメントに出場する者は、クオリファイングトーナメント出場に関し、その肖像権、パブリシティ権その他の人格的権利又は知的財産権をJGTOに譲渡し、JGTOが、これをいかなる方法（テレビ、ラジオ、写真、映画、印刷物、電子的方法・磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法等一切の方法を含む。）により、いかなる形態（録音、録画、複製、上映、頒布、公衆送信又は送信可能化等一切の形態を含む。）において使用することについても、許諾する。

〔種類〕

第4条 クオリファイングトーナメントは、順次、ファーストクオリファイングトーナメント、セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント及びファイナルクオリファイングトーナメントの4次にわたって行う。

第2章 運営管理

〔理事会の権限〕

第5条 理事会は、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決定する。

(1) ツアーメンバー資格の承認

- (2) 懲戒・制裁（懲戒・制裁委員会及びJGT Oに係るものを除く。）
- (3) その他懲戒・制裁委員会がした決定に対する不服申立

〔JGT Oの権限〕

第6条 JGT Oは、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決定する。

- (1) クオリファイングトーナメント実施要項（以下「実施要項」という。）の承認
- (2) ツアーメンバー資格の認定
- (3) QTランキングの承認
- (4) クオリファイングトーナメントの出場資格の承認
- (5) その他理事会がJGT Oに付託した事項

〔JGT Oの組織と権限〕

第7条 クオリファイングトーナメントの実施に関し、JGT Oの組織、権限及び運営に関する事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める。

2 JGT Oは、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を行う。

- (1) 実施要項の策定
- (2) クオリファイングトーナメントの各競技及びツアーメンバーガイドランスの実施、運営管理及び記録
- (3) QTランキングの作成
- (4) 制裁（理事会及び懲戒制裁委員会に係るものを除く。）
- (5) その他理事会がJGT Oに付託した事項

第3章 トーナメント資格

〔ツアーメンバー資格〕

第8条 ファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者であり、かつ、第23条に規定するツアーメンバーガイドランスを修了した者は、当該年度の翌年度において、ジャパングルフツアートーナメント規程（以下「トーナメント規程」という。）第28条第1項第1号に定めるツアーメンバーの資格を取得する。

〔ツアーメンバー資格取得者のトーナメント出場資格〕

第9条 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のジャパングルフツアー・ツアートーナメント（以下「ツアートーナメント」という。）に、トーナメント規程第10条第1項第12号、第21号又は第22号に該当する者として同条第2項に定める出場優先順位に則り、出場することができる。

2 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のツアートーナメントに、トーナメント規程第9条第3項の規定に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場す

ることができる。

- 3 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のジャパンゴルフツアー・ABEMA ツアー（以下「ABEMA ツアー」という。）に、トーナメント規程第17条第1項第6号又は第7号に該当する者として同条第2項に定める出場優先順位に則り、出場することができる。
- 4 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のABEMA ツアーに、トーナメント規程第16条第2項に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

〔その他のトーナメント出場資格〕

第10条 ファーストクォリファイイングトーナメントの各会場の最終成績で出場総人数の上位90%タイまでの者及び90%タイ以下の者で過去10年以内にQTランキングを保持していた者、セカンドクォリファイイングトーナメント又はサードクォリファイイングトーナメントに出場した者（ツアーメンバー資格を取得した者を除く。以下この条において同じ。）は、翌年度のツアートーナメントに、QTランキングに従って出場することができる。

- 2 ファーストクォリファイイングトーナメントの各会場の最終成績で出場総人数の上位90%タイまでの者及び90%タイ以下の者で過去10年以内にQTランキングを保持していた者、セカンドクォリファイイングトーナメント又はサードクォリファイイングトーナメントに出場した者は、翌年度のツアートーナメントに、トーナメント規程第9条第3項に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。
- 3 ファーストクォリファイイングトーナメントの各会場の最終成績で出場総人数の上位90%タイまでの者及び90%タイ以下の者で過去10年以内にQTランキングを保持していた者、セカンドクォリファイイングトーナメント又はサードクォリファイイングトーナメントに出場した者は、翌年度のABEMA ツアーに、QTランキングに従って出場することができる。
- 4 ファーストクォリファイイングトーナメントの各会場の最終成績で出場総人数の上位90%タイまでの者及び90%タイ以下の者で過去10年以内にQTランキングを保持していた者、セカンドクォリファイイングトーナメント又はサードクォリファイイングトーナメントに出場した者は、翌年度のABEMA ツアーに、トーナメント規程第16条第2項に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

第4章 クォリファイイングトーナメントの出場資格

〔ファーストクォリファイイングトーナメント〕

第11条 次に掲げる者は、ファーストクォリファイイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 前年度のファーストクオリファイングトーナメント、セカンドクオリファイングトーナメントに出場した者
- (2) 前年度より前にクオリファイングトーナメントに出場した者
- (3) アマチュア資格を放棄した者
- (4) 公益財団法人日本ゴルフ協会、各国ゴルフ協会が採用する各ハンディキャップシステムに基づくハンディキャップ3.0以内の者
- (5) 全日本学生ゴルフ連盟に4年間在籍した者で、所属大学ゴルフ部の推薦を受けた者
- (6) 日本国内における高等学校の正規部活動としてのゴルフ部に3年間在籍した者で、所属高等学校ゴルフ部の推薦を受けた者
- (7) その他JGTOが承認した者

[セカンドクオリファイングトーナメント]

第12条 次に掲げる者は、セカンドクオリファイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のファーストクオリファイングトーナメントを通過した者
- (2) 前年度のサードクオリファイングトーナメントに出場した者（決勝進出者は除く）
- (3) ツアートーナメント過去5シーズンにおいて、トーナメント規程第10条に基づき、1年間以上の出場優先順位資格を取得したことがある者
- (4) ツアートーナメント過去5シーズンにおいて、各トーナメントで優勝した者
- (5) 前期オーストラレイジアPGAツアー賞金ランキング上位30位以内の者で、サードクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (6) 前年度南アフリカPGAツアー賞金ランキング上位30位以内の者で、サードクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (7) 当該年度の別に定める日におけるアジアツアー賞金ランキング上位30位以内の者で、サードクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (8) 当該年度の前年度から過去2年間における日本アマチュアゴルフ選手権、日本学生ゴルフ選手権の優勝者、又は日本オープンゴルフ選手権のローアマチュアの者
- (9) 当該年度の別に定める日における世界アマチュアゴルフランキング上位30位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (10) 当該年度の公益法人日本プロゴルフ協会のプロテスト最終成績の上位10位

タイまでの者

- (1 1) 当該年度の公益財団法人日本ゴルフ協会ナショナルチームメンバーの者
- (1 2) 当該年度の日本ジュニアゴルフ選手権（男子15歳～17歳の部）優勝者
- (1 3) その他JGTOが承認した者

[サードクォリファイイングトーナメント]

第13条 次に掲げる者は、サードクォリファイイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のセカンドクォリファイイングトーナメントを通過した者
- (2) 当該年度のツアーメンバー
- (3) 当該年度のツアートーナメント賞金ランキング上位者で、トーナメント規程第10条第1項第19号による翌年度の1年間のツアートーナメント出場資格取得者（賞金ランキング65位までの者）の次位者から、上位10名までの者（同条第3項第2号の規程に基づく出場義務競技数に達していない者は除く）。この場合において、その者が第1号又は第2号に該当する者と重複する場合又はその者が次条による申込みをしなかった場合においても、その繰り下げ措置は行わない。
- (4) 当該年度 ABEMA ツアー出場資格（4）特別保障制度の適用を受けた者
- (5) 当該年度の別に定める日における ABEMA ツアー最終賞金ランキング上位30位以内の者
- (6) 当該年度のUSPGAツアー又はヨーロッパツアーのポイントランキングによるツアーメンバー資格（USPGAツアーにあつては、FEDEXCUPポイントランキング125位までに係る出場資格、ヨーロッパツアーにあつてはRACE TO DUBAIランキング110位までに係る出場資格に限る。）を保持していた者
- (7) 前期オーストラレイジアPGAツアー賞金ランキング上位15位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (8) 前年度南アフリカPGAツアー賞金ランキング上位15位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (9) 当該年度の別に定める日におけるアジアツアー賞金ランキング上位15位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (10) 当該年度の公益社団法人日本プロゴルフ協会のプロテスト最終成績第1位の者
- (11) 当該年度における日本アマチュアゴルフ選手権、日本学生ゴルフ選手権の優勝者、又は日本オープンゴルフ選手権のローアマチュアの者
- (12) 当該年度の別に定める日における世界アマチュアゴルフランキング上位15

位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者

(13) その他JGTOが承認した者

[ファイナルクォリファイイングトーナメント]

第14条 次に掲げる者は、ファイナルクォリファイイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のサードクォリファイイングトーナメントを通過した者
- (2) 当該年度における1年間以上のツアートーナメント出場資格の取得者で、翌年度において1年間以上のツアートーナメント出場資格を喪失した者
- (3) トーナメント規程第10条第1項第19号による当該年度ツアートーナメント出場資格者(特別保障制度の適用を受けた者)で、翌年度の出場優先順位(賞金ランキング65位までの者)を獲得できなかった者。
- (4) その他JGTOが承認した者

第5章 クォリファイイングトーナメントの実施方法

[クォリファイイングトーナメントの申込み]

第15条 クォリファイイングトーナメントに出場を希望する者は、実施要項に従い、書面により、指定の日時までには申し込まなければならない。

- 2 クォリファイイングトーナメントに出場を希望する者は、実施要項で定められた申込み金を支払わなければならない。
- 3 アマチュアは、申込みの際に、賞金受領の権利を放棄した場合に限り、アマチュア資格を継続することができる。
- 4 JGTOは、申込書に不備がある場合には、申込者に対し、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、不備が補正されないときは、申込みを受け付けない。

[申込みの取り下げ]

第16条 申込者は、実施要項の定めに従い、書面により、申込みを取り下げることができる。

- 2 申込者が各トーナメントの開催の時の前までに申込みを取り下げたときは、実施要項の定めに従って申込金の一部の返還を受けることができる。ただし、取下げ手続が指定の期限後であったとき、無断で欠場したとき、その他実施要項に定める事由に該当するときは、この限りでない。

[会場の決定]

第17条 JGTOは、申込みの受付終了後、申込者の競技会場を決定する。

- 2 JGTOは、申込者に対し、日程、会場及び申込み確認番号が記載された書面を送付する。

〔出場登録（レジストレーション）〕

第18条 申込者は、自ら、JGTOで定める指定の日時まで、各トーナメント会場において出場登録手続きをしなければならない。

2 指定の日時までに出場登録手続きを行わなかった者は、出場資格を失う。

〔競技規則〕

第19条 クオリファイングトーナメントの競技においては、公益財団法人日本ゴルフ協会が定めるゴルフ規則及び「ジャパンゴルフツアーローカルルールおよび競技の条件」を適用する。

〔競技方法〕

第20条 クオリファイングトーナメントの競技は、次の各号に定めるトーナメントに応じ、当該各号に定める競技方法により行う。この場合において、競技成立のためのホール数は、それぞれ、当該各号に定めるホール数とする。

(1) ファーストクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

(2) セカンドクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

(3) サードクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

(4) ファイナルクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

2 天候、日程その他の社会的事情その他やむを得ない事由が生じた場合において、前項に規定する競技成立のためのホール数に満たない時点で競技を中止することとなるときは、競技成立のためのホール数については、同項の規定にかかわらず、競技を中止することとなった時点の差異に応じて、それぞれ、次の表の定めるところによる。

ファーストクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合 (2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合 (3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール その36ホール その54ホール
セカンドクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合 (2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合 (3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール その36ホール その54ホール
サードクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合 (2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合 (3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール その36ホール その54ホール
ファイナルクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合 (2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合 (3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール その36ホール その54ホール

3 第1項又は第2項に規定する競技成立のためのホール数に満たないクオリファイイングトーナメントに係る競技成績は、無効とする。この場合において、JGTOは、競技が成立するまで、当該クオリファイイングトーナメントを実施しなければならない。
〔通過者の決定〕

第21条 JGTOは、ファーストクオリファイイングトーナメント、セカンドクオリファイイングトーナメント及びサードクオリファイイングトーナメントにおいて、各会場の出場人数の比率に基づき通過順位を決定し、各会場において競技開始前に、その順位を掲示して告知する。

2 JGTOは、各会場の競技終了時に、各会場における通過者を決定する。

3 順位がタイの場合は、実施要項に定める決定方法により、順位を決定する。

4 競技成立のためのホール数につき、前条第2項の規定を適用することとなる競技については、JGTOは、同項に定めるホール数に係る競技結果をもとに、各会場における通過者を決定する。

〔ファイナルクオリファイイングトーナメントにおける順位決定〕

第22条 順位がタイの場合は、実施要項による決定方法により順位を決定する。

2 競技成立のためのホール数につき、第20条第2項の規定を適用することとなる場合には、JGTTOは、同項に定めるホール数に係る競技結果をもとに、出場者の順位を決定する。

[ツアーメンバーガイドンス]

第23条 ファイナルクォリファイイングトーナメントに出場した者は、ツアーメンバーガイドンスを受講しなければならない。ただし、1999年以降にJGTTOのツアーメンバーとなった事がある者については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、JGTTOは、やむを得ない事由があると認めるときは、申請により、前項の規定に基づくツアーメンバーガイドンスの受講の義務の一部又は全部を免除することができる。この場合において、免除に係る者については、やむを得ない事由が解消した後において、補講を受けなければならない。

3 ツアーメンバーガイドンスの内容は、JGTTOにおいて決定する。

第6章 懲戒・制裁

[本規程による懲戒・制裁]

第24条 クォリファイイングトーナメントに出場した者(申込みをしたが出場しなかった者を含む。以下「QT出場者」という。)が、次の各号に掲げる行為をしたと認めるときは、JGTTOは、次条の規定に基づき懲戒・制裁処分を科することができる。

- (1) トーナメント規程に違反する行為
- (2) 本規程に違反する行為
- (3) 第19条に定めるゴルフ規則に違反する行為
- (4) 実施要項に違反する行為
- (5) 正当な理由なしにクォリファイイングトーナメントを欠場又は棄権する行為
- (6) クォリファイイングトーナメントに係るQT出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為、その他品位を損なう行為
- (7) その他JGTTO又はクォリファイイングトーナメントの名誉、信用又は品位を損なう行為
- (8) 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

[懲戒・制裁の種類]

第25条 本規程による懲戒は、第1号から第5号の処分とし、制裁は、第6号及び第7号の処分とする。

- (1) 除名
- (2) ツアーメンバー資格の取消
- (3) QTランキングの取消
- (4) ツアートーナメント及びABEMA ツアーへの1年未満の出場停止
- (5) クォリファイイングトーナメントへの5年以内の出場停止

- (6) 5万円以上50万円以下の制裁金
 - (7) 嚴重注意
- 2 除名とは、JGT及びクォリファイイングトーナメントに出場することのできる地位を全て剥奪することをいう。
 - 3 ツアーメンバー資格の取消とは、第8条の規定により取得したトーナメント規程第28条第1項第1号に定めるツアーメンバーの資格を取り消すことをいう。
 - 4 QTランキングの取消とは、クォリファイイングトーナメントに出場することによって取得した翌年度のトーナメント出場資格に適用されるQTランキングを取り消すことをいう。
 - 5 第1項第2号及び第3号の懲戒を科す場合には、同項第5号の懲戒を併科することができ、懲戒の処分を科す場合には制裁の処分を併科することができる。
 - 6 前条第1項に該当する場合は、ジャパンゴルフツアー懲戒・制裁規程に定められた懲戒・制裁を科すことができる。

[懲戒・制裁処分の手続]

第26条 JGTは、QT出場者が第24条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、調査を行い、その結果を懲戒・制裁委員会に報告しなければならない。

- 2 懲戒・制裁委員会は、前項の報告をもとに審議し、前条に定める懲戒・制裁について決定を行う。ただし、除名については、ジャパンゴルフツアー懲戒・制裁規程第4条の規定を準用して決定する。
- 3 JGTは、違反の事実が明白であり、かつ、緊急に制裁処分を科す必要があると認めるときは、前条第1項第7号の嚴重注意の処分に限り、懲戒・制裁委員会の決議を経ないで科すことができる。この場合において、JGTは、直ちにその旨を懲戒・制裁委員会に報告しなければならない。
- 4 前項後段の報告を受けた懲戒・制裁委員会は、JGTがした処分に理由がないことが明らかである場合を除き、処分を受けたQT出場者に対し、JGTがした処分について承認する旨を書面により通知しなければならない。

[懲戒・制裁委員会での審議・決定]

第27条 懲戒・制裁委員会は、この規程の規定に基づき、第25条第1項第1号から第6号の処分に該当することとなる行為についての決定にあたり、当該QT出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を供与しなければならない。

- 2 JGTは、懲戒・制裁委員会の決議に基づいて、当該QT出場者に対し、書面により懲戒・制裁処分を通知する。

[不服申立ての種類]

第28条 処分に対する不服申立ては、口頭による処分にあつては懲戒・制裁委員会に対する審査請求とし、懲戒・制裁委員会が決定した処分のうち第25条第1項第1号

から第5号の各処分にあつては理事会に対する審査請求とし、その余の処分にあつては懲戒・制裁委員会への異議申立てとし、いずれの不服申立てにおいても会長宛に、書面により申立てるものとする。

- 2 この規程の規定に基づく懲戒・制裁の処分を受けた者で、処分の内容に異議があるものは、当該処分に係る通知を受けた日から起算して14日以内に、前項の区別に従い、書面により審査請求又は異議申立てを行って、裁決又は決定を求めることができる。この場合、不服申立人は、審査請求書又は異議申立書に不服申立て理由書及び不服の理由を基礎づける資料を添付して審査請求又は異議申立てをすることができる。
- 3 会長は、前項の規定による審査請求があつたときは、その区分に応じて、懲戒・制裁委員会又は理事会を開催して、審理を求めなければならない。

〔裁決・決定〕

第29条 懲戒・制裁委員会又は理事会は、不服申立てに係る審理の結果を、裁決又は決定として、会長名で、書面により不服申立人に通知する。

- 2 裁決又は決定には、理由を付さなければならない。
- 3 不服申立てが申立期間経過後にされたものであるとき、その他不適式であるときは、裁決又は決定で、当該不服申立てを却下する。
- 4 不服申立てに理由がないときは、裁決又は決定で、当該不服申立てを棄却する。
- 5 不服申立てに理由があるときは、裁決又は決定で、当該制裁処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する。
- 6 裁決又は決定に対しては、重ねて不服申立てをすることはできない。

〔準用〕

第30条 その他、本規程による懲戒・制裁については、その性質に反しない限り、ジャパンゴルフツアー懲戒・制裁規程を読み替えて適用し又は準用する。

〔制裁金未払いの時の出場停止〕

第31条 Q T出場者は、制裁金の処分を受けたときは、処分の通知が到達した日の翌日から起算して14日以内に当該制裁金を支払わなければならない。ただし、懲戒・制裁委員会は、支払いの期限につき、情状により14日より長い期間を指定することができる。

- 2 制裁金の処分を受けた者は、その支払いを完了するまでの間は、J G T Oが主催又は主管する全てのトーナメントに出場することができない。

附則

本規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成18年5月22日より施行する。

附則

本規程は、平成19年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成21年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成23年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成24年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成26年4月1日より施行する

附則

本規程は、平成27年4月1日より施行する

附則

本規程は、平成28年4月1日より施行する

附則

本規程は、平成29年4月1日より施行する

附則

本規程は、平成30年4月1日より施行する

附則

本規程は、平成31年4月1日より施行する

附則

本規定は、令和2年4月1日より施行する

附則

本規定は、令和3年4月1日より施行する

附則

本規定は、令和4年4月1日より施行する